

豊田市避難行動要支援者名簿システム構築業務委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

本市では、平成26年度から「豊田市地域福祉支援システム」を運用しており、避難行動要支援者名簿の管理をしてきたが、令和9年度以降は本システムの保守・運用が困難になる。

令和9年度以降も避難行動要支援者名簿の適正な管理及び平時からの見守り体制、災害時における迅速な支援を可能とするため、名簿情報の登録・更新・出力等を行うシステムを構築することを目的とする。

2 契約の概要

(1) 業務名

豊田市避難行動要支援者名簿システム構築業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限

初期構築 委託期間の開始日から令和9年3月24日まで

【参考】運用保守 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

3 提案限度額

12,315,000円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。

ただし、豊田市競争入札参加資格を有していない者については、次に掲げる書類を提出すること。

ア 履行事項全部証明書

イ 納税証明書（国税）

ウ 納税証明書（愛知県税）

エ 納税証明書（豊田市税）

（注）豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は、「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出

（注）上記書類は、申請日において発行日より3か月以内のものとする。

- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。

- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。
令和3年4月以降、人口20万人以上の市又は特別区において、一件あたりの税込み金額600万円以上の災害時要援護者(避難行動要支援者)支援に係るシステムの導入実績を有する者。

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

4月13日(月)	業者選定審査会による方式の決定
4月14日(火)	事業実施の公告及び公表並びに公募の開始
4月14日(火)	業務説明資料等の交付開始
4月27日(月)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
4月28日(火)	参加資格確認通知書の送付
5月13日(水)	質問の回答期限
5月20日(水)	提案書等の提出期限
5月22日(金)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
5月25日(月)	選考結果の通知・最優秀提案者との仕様書の協議開始
6月22日(月) 予定	業者選定審査会による業者の決定
7月1日(水) 予定	見積徴取
7月9日(木) 予定	契約締結

(2) ヒアリング

- ア 日時 5月22日(金) 午前9時～午後5時のうち指定する30分間
- イ 場所 豊田市役所 福祉部会議室(東庁舎1階)
- ウ 備考
- ・提出された企画書等に基づき1社30分(説明15分、質疑応答15分)のヒアリングを行う。
 - ・出席者は3名以内とする。なお、本業務に係る業務担当者は必ず出席すること。
 - ・説明する内容は全て提示した金額内で実施可能な事項のみとすること。
 - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - ・プレゼンテーションは事前に提出した提案書にて実施することとし、追加の資料配布は認めない。
 - ・プレゼンテーションにて使用する機材(モニター、HDMIケーブル)は本市で準備するが、パソコン等その他必要な機材については持参すること。
 - ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

6 選考委員

委員長	福祉部	部長	近藤 洋
委員	よりそい支援課	課長	岡本 裕之
	情報システム課	課長	柴田 拓馬
	防災対策課	課長	岡部 正志
	豊田市民生委員児童委員協議会	理事	安井 良法

7 提案書等の提出書類

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加表明書等

ア 提出期限

令和8年4月27日（月）午後5時まで

イ 提出書類

提出書類	記載すべき事項
①参加表明書	【様式】 ・代表印を押印すること。
②企業概要書	・「4 参加資格要件」の（1）に係る書類を添付すること。
③業務実績書	・「4 参加資格要件」の（7）に係る書類を添付すること。 なお、「担当者」欄は、9 評価基準「ア 業務履歴等（イ）」が評価できるように、本業務の担当者氏名のみを記載すること。

(2) 提案書等

ア 提出期限

令和8年5月20日（水） 午後5時まで

イ 提出書類

提出書類	記載すべき事項
①企画提案書	【任意様式】 ・A4サイズ片面8枚以内（ただし、表紙と目次は除く）とし、字サイズは10.5ポイント以上で両面印刷とする。 ・図表等については必要に応じてA3サイズでも可とするが、その場合片面印刷で織り込みとし、A4サイズ2ページとしてカウントする。 ・表紙と目次を除きページ番号を付すこと。 ・正本1部、副本6部を提出すること。なお、副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。 ・次に掲げる内容を記載すること。なお、説明の都合上、内容が前後しても構わない。 1. 本業務に対する取り組み （1）提案コンセプト

	<p>(2) 業務実施体制 統括責任者、主任担当者を1名配置し、以下の項目を記載すること。</p> <p>ア 氏名 イ 担当部署・役職 ウ 取得資格 エ 経験年数 オ 類似業務担当実績・受注金額</p> <p>(3) 導入スケジュール・工程表</p> <p>2. システム概要</p> <p>(1) システムの構成・機能 (2) 画面構成 (3) 操作方法 (4) その他</p> <p>3. データセンター及びセキュリティ対策</p> <p>(1) データセンター (2) セキュリティ対策</p> <p>4. 導入時操作研修</p> <p>5. 運用保守</p> <p>(1) 運用保守範囲及び内容・運用保守除外要件 (2) 障害時復旧体制、サポート体制</p> <p>6. その他（その他追加提案等）</p> <p>※提案価格内で可能な業務・機能について記載すること。</p>
② 要求仕様機能表	<p>要求仕様機能表</p> <p>・豊田市避難行動要支援者名簿システム要求仕様機能表（以下、「要求仕様機能表」という。）に沿って回答欄に必要な事項を記載すること。</p>
③ 見積書及び積算内訳書	<p>【任意様式】</p> <p>・本業務及び運用保守見積書を提出すること。なお、それぞれ内訳についてできるだけ詳細に記載すること。</p> <p>■導入費用（本業務） 本業務の実施に要するすべての費用について記載すること。</p> <p>■運用保守費用 単年度の運用保守に要するすべての費用について記載すること。</p>

(3) 提出方法

提出書類は「11 問い合わせ先」のよりそい支援課に持参又は郵送すること、ただし、持参の場合の受付は開庁日の午後5時までとし、郵送の場合は受付期限内必着とする。

また、予備として電子メールにて電子データを提出すること。データ容量によりメールにて添付しがたい場合はweb ストレージ等の使用を認める。

8 質問に関する事項

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（任意様式）を次のとおり提出すること。

(1) 質問受付期間

公告の日から令和8年4月27日(月)午後5時まで

(2) 質問方法

「11 問い合わせ先」のよりそい支援課に電子メールにて提出すること。

なお、件名は「豊田市避難行動要支援者名簿システム構築業務委託プロポーザルに関する質問(事業者名)」と記載すること。

(3) 質問の回答方法

令和8年5月13日(水)午後5時までに豊田市ホームページに掲載する。

9 評価基準

(1) 下記項目のうち、ア、ウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等(100点)【事務局評価】

(ア) 企業の業務実績(60点)

(イ) 統括責任者・主任担当者の経験及び能力(40点)

イ 業務実施計画等(80点)【選考委員評価】

(ア) 業務実施方針(15点)

(イ) 提案システムに関する項目(35点)

(ウ) セキュリティに関する項目(10点)

(エ) 運用保守(20点)

ウ 価格等(100点)

※評価点(600点) = ア(業務経歴(100点)) + イ(業務実施計画(80点) × 5人)
+ ウ(価格(100点))

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

(2) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点(287点)に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

(4) 評価基準の中で1項目でも0点の項目があるものは最優秀提案者として選定しない。

10 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。

(4) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。

仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(5) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉する

ものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき

エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき

(6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

(7) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する令和9年度から13年度システム保守運用業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好な場合に限る。なお、毎年度の随意契約を行う際に仕様書の内容を修正する場合がある。

(8) 契約金額の支払いについて、契約期間の満了をもって一括で支払うものとする。

(9) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

1.1 問合せ先

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

豊田市役所 東庁舎1階 よりそい支援課

電 話 (0565) 34-6791

F A X (0565) 33-2940

電子メール yorisoi@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
-----------------	---

<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>